



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 6 8 号 令和 2 年 2 月 2 5 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
8 2	令和元年度徳島県一般会計補正予算（第 4 号）及び令和元年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）の要領を公表する件	財政課
8 3	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
8 4	生活保護法の規定による指定医療機関から所在地の変更について届出があった件	同
8 5	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
8 6	救急病院を定めた件	医療政策課 広域医療室
8 7	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課

【教育委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1	旧県立学校の公簿類を保管し、及びその卒業生に関する事務を所管する県立学校の一部を改正する告示	

徳島県告示第八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和二年二月十二日徳島県議会の議決を経た令和元年度徳島県一般会計補正予算（第四号）及び令和元年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第二号）の要領を次のとおり公表する。

令和二年二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として、次のとおり指定した。

令和二年二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
中吉野眼科	徳島市中吉野町三丁目五二二	医療法人三悠会	令和二年一月一日
三愛内科	板野郡板野町吹田字町南二七二	柴田 明德	同
吉田歯科医院	阿南市津乃峰町東分六八	谷本 佳代	同
そのだ歯科医院	名西郡石井町高川原字桜間二七三 一一	園田 周一郎	同日

徳島県告示第八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地		開設者	変更年月日
	旧	新		
ハート調剤薬局北鴨島店	吉野川市鴨島町牛島四ツ家前三二七〇一	吉野川市鴨島町牛島三二七〇一	株式会社共生バックアップシステム	令和元年十二月十八日

徳島県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
中吉野眼科	徳島市中吉野町三丁目五二二	三河 貴史	令和元年十二月三十一日
三愛内科	板野郡板野町吹田字町南二七二	柴田 義純	同
吉田歯科医院	阿南市津乃峰町東分六八	吉田 真由美	同
白神歯科	徳島市八百屋町三丁目七	白神 直之	同 二十八日
坂東歯科医院	同 南二軒屋町石井利一三五七二	坂東 純一	同 三十一日
カドヤ薬局	美馬市脇町大字猪尻字東分一一八一	青山 倫子	令和二年一月一日

徳島県告示第八十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として次のとおり認定した。

令和二年二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
天満病院	徳島市蔵本町一丁目五番地一	令和四年八月三十一日
国民健康保険勝浦病院	二 勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国一三	同 九月三十日
松永病院	徳島市南庄町四丁目六三番地一	同 十月三十一日
三加茂田中医院	四 三好郡東みよし町加茂一八八三番地	同 十一月三十日

徳島県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月二十五日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
板野郡板野町 川端東部土地改良区	令和二年一月十五日

徳島県教育委員会告示第一号

旧県立学校の公簿類を保管し、及びその卒業生に関する事務を所管する県立学校の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月二十五日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

旧県立学校の公簿類を保管し、及びその卒業生に関する事務を所管する県立学校の一部を改正する告示

旧県立学校の公簿類を保管し、及びその卒業生に関する事務を所管する県立学校（昭和五十五年徳島県教育委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

徳島県池田高等学校 徳島県立池田中学校 徳島県池田高等学校併設中学校 徳島県三好高等学校 徳島県立三好高等女学校 徳島県三好高等学校併設中学校 徳島県立三好農林高等学校 徳島県立三好農林学校 徳島県立三好農業高等学校併設中学校 徳島県立三好高等学校	徳島県立池田高等学校 徳島県立池田中等教育学校
---	----------------------------

表中

を

徳島県池田高等学校 徳島県立池田中学校 徳島県池田高等学校併設中学校 徳島県三好高等学校 徳島県立三好高等女学校 徳島県三好高等学校併設中学校 徳島県立三好農林高等学校 徳島県立三好農林学校 徳島県立三好農業高等学校併設中学校 徳島県立三好高等学校	徳島県立池田高等学校 徳島県立池田中等教育学校
---	----------------------------

に改める

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。